宮城県農業経営・就農支援センター

雇い入れ時の安全衛生教育は、農業も義務化

経営
支援情報
令和7年1月

令和6年4月1日の法令改正により、農業を含む多数の業種で、「労働安全衛生法」に基づく「雇い入れ時教育」の義務が拡大されています。

【労働安全衛生法（安全衛生教育）】

第59条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

同法に基づき、1日でも人を雇えば、事業者（雇用主）は教育を行う義務があります。
雇用形態や国籍にかかわらず、すべての労働者が対象です。
罰則も規定されています。（労働安全衛生法第120条　50万円以下の罰金）

★ 日雇いのアルバイトにも適用

雇い入れ時教育の項目

1　機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法
2　安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱方法
3　作業手順
4　作業開始時の点検
5　業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
6　整理、整頓及び清潔の保持
7　事故時等における応急措置・退避
8　その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

5～8は以前でも義務
但し、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項の教育を省略することができる

⚠ **作業内容を変更したときも、遅滞なく実施しなければなりません。**

農業における労働者の雇い入れ時教育

● 農林水産省では、雇い入れ時教育に用いるためのパンフレットを作成し、HPで公開しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html

事業者が教育を行うのに参考とするためのものと、労働者本人に渡すためのものがあります。

事業者向けでは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で衛生的に行うために最初に身につけるべき事項及びこれらに係る労働者教育を行うための留意事項が記載されています。

詳細はこちらから

★ メーカー等が公開している農業機械の安全な使用方法等に関するサイト（外部リンク）もあります。

※　労働基準監督者または、お近くの社会保険労務士事務所へ御相談下さい。雇用管理等御相談がある場合は、下記まで連絡をして下さい。

宮城県農業経営・就農支援センター相談窓口
公益社団法人 みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班（宮城県担い手育成総合支援協議会 ）
e-mail:s-ninaite@miyagi-agri.com　TEL:022-342-9190　FAX:022-275-9195

特別教育・就業制限等

フォークリフトの運転

事業者は、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務に就かせる労働者に対して、特別教育の実施及びヘルメット（保護帽）の着用について義務づけられています。

最大荷重1トン以上の運転業務の場合は、フォークリフト運転技能講習の修了が必要です。

農業現場で使われることの多いホイルローダー、移動式クレーン等についても関係法令に従って技能講習等を受講することが必要です。

なお、大型特殊自動車及び小型特殊自動車で道路を走行するときは免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています。

宮城県農業大学校では、大型トラクター基本研修（単体・けん引）を実施し、安全で迅速な公道走行による農作業の実現に向けた支援を行っています。

詳細は下記のURL又は2次元コードから

https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/_04012training-kikai.html

記録の作成・保存

雇い入れ時教育の実施に際し、記録の作成・保存に関する法的な義務はありません。
しかし、リスク管理の一貫として、実施記録は残しておきましょう。

- □ 作業手順など注意事項を整理して伝える
- □ 日報などに記録として残しておく
- □ チェックリストなどを作成し、労働者に署名してもらう　など

ヘルメットの着用

ヘルメットは、仕事中に思わぬ事故に会った時に**大切な頭部を守るための保護具**です。

ヘルメットの規格は、物体の飛来または落下による危険を防止するためのもの（飛来・落下物用）と、墜落による危険を防止するためのもの（墜落時保護用）があります。実際には、両者を兼用するものが多く使われています。

炎天下の使用には、遮熱塗料を塗ったヘルメットも効果的です。

なお、材質によって交換の目安を定めています。熱硬化性樹脂（FRP）は使用開始後5年、熱可塑性樹脂（PC、ABS、PE）は使用開始後3年、外見に異常が認められなくても、劣化が進んでいる場合がありますので、早め早めに交換することが大切です。

警告ラベルの周知

機械を運転、操作させる労働者には、必ず、警告ラベルが貼られている理由を取扱説明書に基づき教育しましょう。

宮城県農業経営・就農支援センター相談窓口
公益社団法人　みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班（宮城県担い手育成総合支援協議会　）
e-mail：s-ninaite@miyagi-agri.com　TEL：022-342-9190　FAX：022-275-9195